2012年7月3日

各　　位

会社名　　株式会社アコーディア・ゴルフ
代表者名　　代表取締役社長　鎌 田　隆 介
（コード番号：2131 東証1部）
問合せ先　　常務執行役員　道 田　基 生
電話　(03) 6688-1500（代表）

第33回定時株主総会の手続等について

1.　第33回定時株主総会の結果について

既に、当社の2012年6月29日付プレスリリースにおいてお知らせしているとおり、当社が2012年6月28日および29日に開催いたしました第33回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、当社が提案していた取締役候補者（鎌田隆介、鈴木隆文、新野孝、服部文雄、澤田勲、片山典之、大西又裕、須藤修および田代祐子）全員および監査役候補者（廣渡義紀および初川浩司）全員が、過半数の賛成を得て、当社取締役および監査役に選任されました。また、アコーディア・ゴルフ株主委員会と称する団体（以下「本団体」といいます。）が株主提案として提案しておりました取締役候補者および監査役候補者については、全て選任が否決され、当社の取締役および監査役に選任されませんでした。

当社といたしましては、今般示された株主様の当社経営陣に対する付託の意思を重く受け止め、当社の企業価値および株主利益を最大化するべく、事業の成長・発展に邁進していきたいと存じますので、引き続きご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

2.　アコーディア・ゴルフ株主委員会の平成24年6月28日付プレスリリースおよび同月29日付プレスリリースについて

平和グループ（PGM ホールディングス株式会社を含む。）に属する株式会社オリンピアが中心となって組織する本団体は、平成24年6月28日および同月29日付でプレスリリースにおいて、本株主総会の手続が不公正である旨の主張を行っております。

しかしながら、当社といたしましては、以下に述べるとおり、本団体の指摘事項には、事実に反し又はこれを著しく歪曲したり、ないしは重要な事実を秘匿して当社の株主の皆様や投資家の皆様を誤導するものが少なからず含まれていると考えております。当社としては、本団体により、このような不正確ないし不適切な情報の流布が執拗に繰り返され、当社の株主の皆様や投資家の皆様を惑わせ、当社の株式市場での評価が不当に歪められるおそれがあることについて、重大な懸念を有しており、本団体に対し、強く抗議をするとともに、今後適切な措置を講じていく所存です。

当社においては、本株主総会は法令および当社定款に従い公正に実施されたと確信しております。そうであるにもかかわらず、本団体が憶測や不正確・不適切な情報等に基づき、当社に対する誹謗中

傷を執拗に繰り返し、当社の株主の皆様や投資家の皆様の不安を煽ることは、当社の株主の皆様や投資家の皆様は勿論のこと、当社の会員、取引先、従業員その他のステークホルダーの方々の利益をも損なうものであり、また、当社が属するゴルフ業界の発展にも重大なる悪影響を及ぼすものと考えております。本団体は、本株主総会につき決議取消訴訟を提起するなどと主張しているようですが、当社としては、本株主総会について決議取消原因はおよそ存しないと考えております。

以下、本株主総会の背景事情等についての当社の認識を、株主の皆様にご説明させていただきます。

① 本株主総会の手続について

本株主総会については、招集手続および決議の方法につき万が一にも法令違反等の誹りを受けることがないよう、その適法性を担保しておく必要があるとして、本団体の申立てに基づき裁判所により検査役が選任されております。当社は、検査役の選任後、本株主総会の各種手続につき、検査役に随時その内容・状況等を報告し、透明性を確保しながら、進めてきたものであります。

② 委任状等の集計作業に時間を要したことについて

本株主総会においては、当社側と本団体側から、合計約 18,500 通という非常に多数の委任状が提出され、そのうち約 11,000 通の委任状は、本団体側により、本株主総会の前々日である 2012 年 6 月 26 日以降に当社に提出されました。また、これらの委任状の中には、当社に対しても重複して委任状を送付してきている株主様のものなども少なからず存したため、これらの委任状等の集計作業は、通常の株主総会における集計作業に比して、はるかに複雑かつ困難な作業であり、それを短時間に正確に行うことは極めて厳しいという事情が存しました。

当社は、本株主総会に際し、委任状の集計事務を円滑に執り行うため、検査役を介して、本団体の間で、委任状受渡の態様や時期等に関する事前の協議を行っておりました。かかる協議に基づき、6 月 26 日には、本団体が当該時点までに取得した委任状の大部分が当社に届けられることとなっていたにもかかわらず、実際には、本団体側の都合により、6 月 26 日には、約 7,700 通の委任状が当社に届けられたのみであり、総会前日の 6 月 27 日夜になって、6 月 26 日よりも相当程度以前の日を委任状の受領日とするものも相当数含む形で、なおかつ事前協議の際に予定されていた時間よりも遅れて、約 3,250 通もの大量の委任状が当社に持ち込まれました。また、これらの事前に本団体から当社に届けられた委任状については、事前協議の内容とは異なり、一部所定の整理番号が付されていない、事前協議の内容に従った分類がなされていない、本団体の作成したリストの一部に誤りや未入力部分が存在する等、本団体側での整理・分類等が適切に行われておらず、到底、当社が直ちに集計を開始できる状態にはありませんでした。その結果、当社側において、これらの委任状に整理番号を付したり、本団体が作成したリストとの一致を逐一確認する等の作業までもが発生し、当社において、事前協議を踏まえて想定していたレベルをはるかに超えて、これらの本団体持込みに係る委任状の整理等に時間と手間を費やさざるを得ないことになりました。かかる状況の下、当社側においては、6 月 26 日、27 日ともに、夜を徹して集計作業に臨みましたが、極めて限られた時間の中で、かつ、当初の想定をはるかに上回る悪条件の下で大量のデータの照合や重複委任状等の確認等の作業を強いられることとなり、その対応に大幅な遅延が生じることとなりました。更に、本団体においては、総会当日（6 月 28 日）の午前 7 時過ぎにも委任状および委任状に係る本人確認書類等を大量（約 210 通）に当社に追加提出いたしました。この総会当日の書類等の追加提出については、事前協議で当社に通知はされていたものの、結果として、上記のような事情と相俟って、本株主総会における集計作業の遅延に更に拍車がかかることとなりました。

当社関係者としては、このような厳しい環境・条件の下で不眠不休の集計作業を行ったものの、上記の事情やそもそも本株主総会において提出された委任状の数が前例を見ないほど大量であったこと等を踏まえれば、集計作業が遅延せざるを得なくなったのは、やむをえないものと考えております。

本団体は、このような事実関係を一切明らかにすることなく、本株主総会が 2 日にわたったことや、本株主総会の場において議決権行使書や委任状による出席を含めた出席株主の数および議決権個数の告知が行われていないことなどを批判しておりますが、上記のような負担を本株主総会の直前まで当社に課しておきながら、その点に全く言及することなく、一方的な当社への批判を繰り返すのは、極めて不当であることは明らかです。まして、本団体は、集計作業に際し、「当社が形式的不備等を主張して様々な策を弄している」などと記しておりますが、当社においてこのような事実は何ら存しないのであって、かかる本団体の主張は、憶測に基づく悪意に満ちた不当な主張であることは明らかであると当社は考えております。

更に、本団体は、「総会前日の夜遅くになってから突如として数千枚もの委任状が会社側から持ち込まれたから集計作業が総会当日中に終了しない事態に陥った」などと主張しております。しかしながら、本団体においては、本株主総会前日に、当社に対し、委任状約 3,250 通（その大半は、本来本株主総会の 2 日前に当社に持ち込まなければならなかった委任状）を当社に持ち込んでいるばかりか、総会の受付開始時刻（6 月 28 日午前 9 時）の 2 時間前をきった午前 7 時過ぎにも大量（約 210 通）の書類を当社に持ち込んでいるのは上記のとおりです。当社においても、本株主総会前日に、確認未了であった当社分の委任状の集計作業を行いましたが、本団体が同日に持ち込んだ委任状の半分にも満たない量であり、本団体に非難されるいわれは何らございません。本団体において、このような重要な事実を意図的に秘匿し、ないしは歪曲しながら、本株主総会における集計遅延の原因を専ら当社による委任状の提出に求めて当社を批判していることは、悪意に満ちた著しく不当な主張であることは明らかです。

③　集計作業に係るプロセスの公正性の担保について

当社の本株主総会における集計作業は、基本的に、本団体の申立てにより裁判所により選任された検査役の監視の下に行われております。また、当社においては、今般、集計作業を行うに際し、検査役を通じて本団体と複数回協議を行い、その協議において当社が本団体に事前に説明していたルールに従い、粛々と集計作業を行っており、その過程において何ら不当ないし不公正な問題点は存しなかったものと認識しております（委任状に添付すべき本人確認確認書類の内容については、当社と本団体との間で意見の一致をみてはおりませんでしたが、当社は、予め検査役を通じて本団体に説明していた方法に従い、粛々と作業を行っていたものです。）。いずれにせよ、今後、検査役による詳細な報告書が裁判所、当社及び本団体に提出される予定であり、また、本株主総会において当社に提出された委任状等は当社への備置を通じて本団体にも開示され、本株主総会の集計プロセスの透明性は確保されておりますので、当社において、不当ないし不公正な集計作業の操作を行う意味も実益も存しないのは明らかです。

なお、このような事情等を踏まえ、株主提案をしている株主の代理人弁護士の立会いを認める必要は何ら存しなかったものであります。また、実務的にも、株主の代理人弁護士による集計作業への立会いを認めるのが「従来から当然に認められてきている実務」であるといった本団体の主張は、事実に反するものと当社は考えております。

④　本株主総会の運営について

本株主総会は、本団体の申立てにより裁判所により選任された検査役の立会いの下に行われ、適法かつ適切に進められたと考えております。本株主総会は6月26日10時に開始され、同日12時40分過ぎころに、既に十分な質疑が行われたと認められたため、議場の過半数の賛成を得た上、質疑を終了いたしました。このような審議時間は、通常の上場会社における審議時間よりも長く、充実したものであることに加え、本株主総会においては、審議の終了後、投票用紙を用いた投票を行うことを予定しており、その投票にも時間を要する可能性が高かったこと等を踏まえれば、十分に適切なものであったと考えております。また、株主の皆様の質問を一人一問と制限しつつ、本株主総会を進行させたことについても、できる限り多くの株主の皆様に発言の機会を提供するためのものであり、特に問題は存しなかったと考えております。その他、本株主総会の運営において特に法令上の問題は存しなかったと考えております。

また、一般に、会社法上、株主総会への入場資格は、株主本人かその代理人であることを要すると解されており、当社が、株主本人に加えて、本団体の弁護士を本団体の付添人として総会に出席することを拒否したことは、法令・定款、一般的な実務慣行等に照らし、特に問題は存しなかったと考えております。

⑤　議決権行使状況の公表について

本団体は、平成24年6月29日付でプレスリリースにおいて、議決権行使結果の開示が総会当日に行われていないことを非難しております。しかし、議決権行使結果の開示は金融商品取引法の規定に従って臨時報告書によって行われるところ、当社は、本日付で「第33回定時株主総会の議決権行使集計結果（臨時報告書)」を提出いたしております。臨時報告書の提出は、その作成・精査に要する時間等からして、株主総会の翌日以降に提出されることが少なくなく、かかる実務慣行等に照らしても、当社の取扱いに特に問題は存しないと考えております。

以　　上

【本件に関するお問合せ先】(平日9：00～17：00)
株式会社アコーディア・ゴルフ
ＩＲ部 野瀬
電話　：03－6688－1500（音声ガイダンス）
E-mail：ir@accordiagolf.com